キノワグマの出没に関する警報」が現在岩手県では、県内全域に「ツ

岩手県の最低賃金が 改正されました

一山でクマに出合わないための注意点

ープでの行動を基本とし、

夕は山中には入らない。

され 時間額893円に改正 和5年10月4日から 岩手県最低賃金が、 岩手県内で働く

する必要があります。詳細は、岩手労 金額が893円以上となるよう是正 回っている場合は、 含む全ての労働者に適用されます。 賃金額が、 トタイマ 時間額893円を下 ・アルバイトなどを 発効日以降の賃

▼問い合わせ先

ムページをご覧ください

商工課労政係(☎内線1

き返す。

人里に近づけないための注意点

コンポストの

クマの出没に

ご注意ください

山中では声を掛け合いながら行動

鈴や笛、 出没情報を市農林課や警察署から確

るため、 らせる。

ラジオなど音の出るもの クマに自分の存在を知

危険な場所には近づかない

周囲を確認しながら

ち去る。 山菜採りは、 子グマの近くには必ず母グマがい 子グマを見たらそっと立

足跡やふんを見つけたら引

インフルエンザ予防接種費用の 一部を助成します

【子ども】

る際は、クマと出合わないよう、

を保管しない

穀物、

ペットフー

-ドなど

問い合わせ先

屋外やクマが侵入できる納屋など

く速やかに収穫する。

庭先の果樹は適期が来たらなるべ

電気柵などを設置し、

クマを寄せ

付けない対策をする。

農地周辺のやぶを刈り払

しの良い環境を整備する。

管理を適切に行う。 廃棄野菜や生ごみ、

おそれがありますので、

クマが

凶作が予想されています。

北地方でドングリ(クマの食糧)の大 発表されています。また、今年は東

▶対象=生後6カ月の乳児から中学生まで

▶接種回数 = 13歳未満2回/13歳以上1回

▶市助成額=1回につき2,000円

▶接種方法=事前に医療機関へご予約ください。 ※医療機関により接種が可能な年齢が異なりますの で、ご注意ください。

▶接種期限=令和6年1月31日(水)

▶持ち物=母子健康手帳

【高齢者】

▶対象=下記のいずれかに該当する人

• 接種日に満65歳以上の人

●接種日に60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓 呼吸器に重度の障害がある人(詳細は問い合わせ ください)

▶接種回数 = 1 □

▶市負担額=1人につき2,000円

▶接種方法=事前に医療機関へご予約ください。

▶接種期限=12月31日(日)

▶持ち物 = 健康保険被保険者証 【市内の予防接種実施医療機関】

以下の医療機関で接種することができます。市外 の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康推 進課に問い合わせください。

| 医療機関名 | 電話番号 | 高齢者 | | 子ども |
|---------------------|------------------|-----|---|-------|
| 県立大船渡病院 | ☎ 26·1111 | • | • | 6カ月以上 |
| 石倉クリニック | ☎ 21·2525 | | • | 7歳以上 |
| いとう耳鼻咽喉科ク リニック | ☎ 21·1333 | • | • | 5歳以上 |
| 岩渕内科医院 | ☎ 26⋅5355 | • | • | 3歳以上 |
| うのうらクリニック | ☎ 21⋅3636 | • | • | 小学生以上 |
| えんどう消化器科内 科クリニック | ☎ 21·1555 | • | • | 6歳以上 |
| 大津小児科ファミリー クリニック | ☎ 27·2673 | • | • | 6カ月以上 |
| 菊田外科·泌尿器科 | ☎ 26·4075 | • | | 3歳以上 |
| 菊池医院 | ☎ 21·1620 | • | • | 13歳以上 |
| 滝田医院 | ☎ 29⋅3108 | • | • | 6歳以上 |
| 山浦医院 | ☎ 26⋅3121 | • | • | 3歳以上 |
| 山崎内科医院 | ☎ 26·4448 | • | | |
| ちば内科診療所 | ☎ 22⋅8990 | • | • | 10歳以上 |
| 越喜来診療所 | ☎ 44⋅2103 | • | • | 6カ月以上 |

令和6年4月1日から私債権に対する督促手数料と 遅延損害金を新たに徴収します

市では、市の債権を適正に管理することを目的として、大船渡市債権管理条例を 制定し、令和5年4月1日から施行しています。

この中で、私債権について納期限までに支払いがないときは、令和6年4月1日 から市税等と同様に「督促手数料」と「遅延損害金」を徴収することとしています。

◆私債権とは

水道料金、学校給食費徵収金、市営住宅 使用料など、市民の皆さんと市の契約によ り発生した費用を「私債権」といいます。

これに対して、こども園等使用料など行 政サービスの対価としての費用を「公債権」 といい、現在、督促手数料と延滯金を徴収す。 しています。

◆納付が確認できない場合は

水道料金などの納付が確認できない場合 は、納期限後、20日以内に督促状を発送し

この場合、切手代など実費相当額として 1 通につき100円の督促手数料を徴収しま

□市の取り組み

歳入の根幹である市税や税外収入金は、市政を運営するための重要な自主財源です。

市では、市民の皆さんに市税などを納期限までに納めていただくように通知し、納付が確認で きないときは、督促手続きをしています。

これにより納付した場合でも、期限内に納めた方と納期限を過ぎて納めた方との負担の公平性 を確保するため、遅延損害金を徴収することとしています。

□遅延損害金の計算方法

大船渡市債権管理条例第12条に規定する計算式は、次のとおりです。

〔遅延損害金〕 = 使用料等*1 × 年3%*2 × 日数*3 ÷ 365日

(※1) 2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨て

(※2) 民法第404条に規定する法定利率

(※3)納期限の翌日から支払った日までの日数

★計算した遅延損害金の端数処理

※算出額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て

※算出額が1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨て

計算例

使用料 100,500円、納期限 令和6年4月30日、支払日 令和6年10月15日

100,000円 × 3% × 168日 ÷ 365日 = 1,380円 ⇒ 1,300円

□支払いが困難なとき

やむを得ない事情があり、納期内の納付が困難な場合は、各債権の担当課にご相談ください。

▶問い合わせ先=税務課収納係(☎内線157・158・161)